

封建制と荘園制

湯村, 武人

<https://doi.org/10.15017/4362457>

出版情報 : 経済学研究. 23 (3/4), pp.241-259, 1959-04-25. 九州大学経済学会
バージョン :
権利関係 :

封建制と荘園制

湯 村 武 人

(一)

さしも強大を誇つたローマも、三世紀以後に激化するそれ自体の内部的な諸矛盾と、ほぼ時を同じくするゲルマン民族のいわゆる「民族大移動」(四世紀から六世紀)とによつて滅亡する。ここに古代は終り中世が開幕するわけであるが、西欧歴史学界の通説では一般に九ないし十世紀末を以て封建制の成立と見做すから、古代的世界の崩壊と封建制社会の成立との間には、西ローマ帝国が名目的にも滅亡した四七六年から数えても、ほぼ三ないし四世紀のズレがあることになる。さらにまた、ヨーロッパ歴史学界の伝統は、日本におけるそれとちがつて、封建制と領主制ないし荘園制との間に厳格な区別をもうけており、しかもそのことは、やはりそれ自体正当な根拠をもっていると思われる。日本の学界、ことにマルクス主義者を以て任ずる歴史家達の間で、これまで一般に荘園制||封建制、農奴制||下部構造、封建制||上部構造の公式が無批判に支配してきたことはここで私がことさらに指摘するまでもないが、このように厳然たる事実を前に、ようやく反省の動きが始まつてきたようである。日本西洋史学会第六回大会が「封建社会の基礎構造」を中心テーマに取上

げ、これまで法制史家と経済史家との間に存在していた深いミゾを埋めようと試みたのは、そうした動きの一つの現れであらう。よし西欧流の封建制理解が結局において誤つており、真摯な検討の結果克服せらるべきものであるにしても、それはやはり、そうした厳正な批判の上でのみ結論づけられるべきであらう。以下は、先学諸氏の業績に導かれた私のつたない試論であり、提示すべき明確な結論をもたないいわば模索的な過程の産物でしかないが、研究の捨石の一つになれば幸いである。

(一)

まず、封建制 (Feudalism, Lehnswesen, Feodalität) とつう言葉がヨーロッパの学界でどんな内容を表現するのに用いられているかといえば、普通には「封主封臣間の身分関係 (主従制 Vassallität) と封主より封臣に対しておこなわれる封 Lehn, fief の授受なる物権関係 (恩貸制 Benefizialwesen) とが、相互に結合することによつて成立した特定の統一的制度である」と解されている。^(註一)つまりそれは、領主制ないし荘園制と嚴格に区別されているわけである。例えば G・ルフェーブルは、領主制度と封建制度との区別に関して、「前者は土地所有者としての領主と耕作農民との関係を指示し、後者は封建主君と封建家臣との関係である」といい、R・ブートリッシュは、「我々は△封建制▽^{フェオダリヤ}という用語を狭義に、即ち領主と家臣との関係、その相互の義務、封土、所有権の分割、公権力の細分等々に理解する」といい、^(註二)M・ブロックは両者の混同を次のように非難している、「それは非常に性質を異にし、なおまたはるかにもつと早く成立し、もつと長

く続き、世界中にもつと普及した農民隷属の一類型と、好戦的貴族制に独特の従属関係とを勝手に混同することである。^(註三)」
けれども、ただ単にわが国においてのみでなく、ヨーロッパの学界においてもまた、すべての人々が封建制を右のように厳格な特殊の法制とのみ見ているわけではない。『資本主義発展の研究』の著者モリス・ドップが、マルクスにならつて、直接の生産者である農民や手工業者から領主が剰余生産物を経済外強制によつて奪い取る点に、封建制の特質を求めていることは衆知のところであらう。

もともと「封建制」とか「封建的」とかいう用語は、その概念規定がきわめて複雑であり、人によつて様々に用いられているので、このような混乱の生じるのは当然である。その何れかのみの見解をもつて簡単に他を斥けることはできない。けれども、増田四郎氏のいわれるように、「いやしくもそれが制度である以上、必ずやそこには法的な把握が要請せられる」わけで、ヨーロッパ歴史学界の支配的見解が、右に示したように厳格に特殊な法制として規定することを求めているのも、封建制度の研究がまず法制的な側面に重点をおいて法制史家達によつて進められてきたのも、その意味からもつともなことであらう。^{(註四)(註五)}

(註一) 増田四郎他四氏共著『西洋経済史上巻』七一頁。

(註二) 高橋幸八郎『パリの歴史家たち』

(註三) マルク・ブロック、讀井鉄男訳『歴史のための弁明』一四三頁。

(註四) 堀米庸三氏は『世界歴史事典』の「封建制度」の項において次のように述べられている——

「西洋の学界において封建制度ということばが用いられる場合、それは主として封建法によつて律せられる支配階層内部の主従関係（家臣制および知行制）を意味する。荘園法にもづく荘園内の領主対農民関係が封建制概念の中に包含される場合がないではないが、それは社会学者および経済学者の間にみられる部分的現象である。歴史的にみても封建法が十九世紀まである程度現行法としておこなわれたドイツでは、それはもっぱら支配者層内部の法秩序と考えられ、大革命以後のフランスに貴族による民衆支配の機構としての封建性概念が生じた（上原専祿）として、現在のフランス学界はそれをもつて封建制 *féodalité*、*seigneurie féodale* と荘園制 *seigneurie rurale* の混同となし、両者の法的差違（*R・ブートリッシュ*）を強調する。両者の緊密な関係が無視されているのではないが、封建制の社会的側面は社会類型として、封建社会なる概念をもつて封建主従関係そのものから区別される傾向が顕著である（ガンスホフ・ブロック）。そこには広狭二様の概念があるとみられるが、両者の関係が無視されぬ限り、狭い概念をとる方が概念規定の明確さからして便宜である。」

（註五）

封建制概念の分類については、世良晃志郎氏がその『封建制社会の国家権力』（日本法哲学会編『法と国家権力Ⅰ』所収）において行つておられるのが、最もまともなものであると思われ、そこで次に引用しておこう——

「諸学者によつて用いられている封建制概念は種々様々なニュアンスの相異を含み、微妙な対立をみせているのであるが、細かい相異点を捨象して巨視的にみるときは、私はこれをほぼ次のような三つの概念類型に分類することができると考える。

その第一はドイツ学者のいわゆるレーン制 (*Lehnswesen*) に対して「封建制」なる訳語を当てる用法である。この意味においては封建制とは、封主Ⅱ封臣間の人的支配関係 (*vassallat*)——すなわち封臣の封主に対する勤務義務と封主の封臣に対する保護義務および両者相互間の誠実義務の関係——と、封主の封臣に対する封禄授与に伴う物権関係 (*Benefizialwesen*) との、相互に牽連し合う両関係によつて形成される一つの制度を指称することになる。そしてこのようなレーン制は、周知のごとくフランス帝国において成立し、フランス帝国の解体の跡に形成された諸国と、これらの諸国からレーン制を輸入した諸地方においての

み典型的な形で見られるものであり、決して普遍史的な制度ではない。この用法は法史学者の間においては謂わば一つの常識となつており、したがつてこの概念をしばしば封建制の法学的概念と称せられる。

その二は、封建制 (Feudalismus, Feudalism, Féodalité) なる語を古代社会、近代社会に對立する封建「社会」の意に用いる用法である。このような封建社会の基本的な特色としては、ほゞ次のような諸点を挙げることができであろう。まず第一に人的従属關係の網の目が社会のすみずみにまで広汎にわたつて張りめぐらされ、このような人の人に対する身分的支配關係を通じて、国王を頂点とする大規模な人的階層制が形成される。そして、この階層制の上層には専門的騎士階級が支配階級として君臨し、最下層には領主の家産制的支配權力に服する農奴が直接生産者の階級として存在する。また、このような人的階層制の形成と相まつて、土地に対する權利も上級下級の何層にもわたつて分割され、土地の物權的階層制が形成される。更に政治權力も著しく分裂しており、前記の人的階層制のそれぞれの階層に位する人々によつて分有され、彼らはこの權力を自己の名において自己の利益のために行使している。このような意味での封建制は、ドイツの学者は *Lehnswesen* に對して、好んで *Feudalismus* なる語によつて表現するのが例である。またブロックやカルメットが *Feodalité* に對して特に *La société féodale* と云ふやう、それはこのような封建「社会」を意味するものであつた。……

その三は、封建社会の本質をもつて農奴制または領主—農民の關係にあると見る見解である。勿論右の第二の概念もその中に農奴制の問題を含んでいるが、そこでは農奴制は封建社会を構成する一要素として扱えられているにすぎない。これに反して、この第三の見解をとる人々の中には農奴制をもつて封建社会における経済的の下部構造と見て、レーン制その他をこれに對応する上部構造として扱え、したがつて農奴制こそ封建社会の本質をなす規定的モメントであり、農奴制の分析によつて封建社会の全權力構造が容易に把握され得ると説く人がある。

ところで、これら三つの概念は相互にいかなる關係に立つてあろうか。まず第一の概念と第二の概念とは決して相矛盾し相排

斥する關係に立たないことが注目される。これに反して、右の第三の見解は他の二つの概念を不十分なものとして排斥する傾向をもつているという点で著しい特色をもつ。」

(三)

けれどもあまりに法制史的な見解にとらわれすぎると、實際は緊密な關係をもつている筈の封建制と荘園制との關係が見失われることになり、封建制度の眞実の理解から却つて遠ざかることになるであらう。そこでわれわれは、両者の區別そのものは一応はつきりと認めると共に、それを結びつける要因が何であるかに問題を移していくべきである。

この点、封建制という言葉を広狭二義に區別し、広義の封建制 Feudalismus と狭義のそれ Lehnswesen とのそれぞれについて明確な概念規定を行つているマックス・ウェーバーの見解が、われわれの封建制理解に最も適合した手掛りを与えてくれるように思われる。すなわちウェーバーは、知行チヤウというものが軍務や政務に服するのと引きかえにもろもろの權利、別して土地の利益権とか政治上の領域支配を授けることであると見做しうればと前提して、それに該当すると考えられるローマのプレカリウム以下様々な形を例示した後で、広義の封建制を、(一)徭役貢納義務的封建制、(二)家産制的封建制、(三)自由な封建制に分類している。

「よりひろい意味で『封建的』な諸關係を、つぎのように分類することができる。(一)『徭役貢納義務的』封建制。屯田兵、國境守備兵、特殊な防衛義務のある農民(持分地保有者 *Kieruchen*、ラエティ *laeti*、國境守備兵 *limitanei*、ロサク騎兵)が、そこにふくまれる。——(二)『家産制的』封建制。すなわち(a)『荘園領主的』には、土着農民の召集軍(たとえば、市民戦争時代におけるローマの

貴族、古代エジプトのファラオにみられる土着農民の召集軍が、これにあたる。——(b)『体僕領主的』には、奴隸(古代バビロニアおよびエジプトの奴隸軍、中世におけるアラビアの私兵軍、マメルック人)がこれに属する。——(c)『氏族制的』には、私兵としての世襲的保護者(ローマの貴族)があげられる。——(三)『自由な』封建制。すなわち、(a)『従士制』には、荘園領主の権利をさすけられずに、ただ私的な忠誠関係によるだけのもの(日本の侍の大部分、メロヴィング王朝のトゥルステイス *Huisse*) が、それにふくまれる。——(b)『僧祿的』には、私的な忠誠関係がなく、ただ封与された荘園および租税給付によるだけのもの(トルコの知行をふくめて、近東諸国)が、これにあたる。——(c)『知行的』には、私的な忠誠関係と知行とがむすびついたもの(西欧)があげられる。——(d)『都市領主的』には、個々人に割り当てられる荘園領主的な戦士の分け前にもとづく、戦士の仲間団体によるもの(スパルタ型の典型的なギリシアの都市国家)が、それにふくまれる。」

(マックス・ウェーバー『経済と社会』中、浜島朗訳『家産制と封建制』、一三四—一三五頁)

そして、その広義であると狹義であるとを問わず、封建制度は、ウェーバーによれば、つねに軍事的な起源をもつ。なぜなら、「封建制度が一般に目的とするところは、土地所有と領主権とを武臣としての勤務に任ずる用意ある人々に委譲し、これによつて騎士軍隊を創設すること」^(註一)だからである。われわれはさきに、M・ブロックが封建制を「好戦的な貴族制に独特の従属関係」と規定するのをみだし、マルクスがその『ドイツェ・イデオロギー』の中で、封建的財産制度は「ゲルマン人の軍事組織の影響下に」成立したと述べていたことを想起するであらう。もつとも、マルクスやブロックがこれらの言葉によつて何を意図していたかは暫く措かざるをえないが、これに関するウェーバーの見解は確かに注目しに値する。

ウェーバーの意図するところは次の如くである。すなわち、一方における農業生産力の発達と他方における戦争技術の発達とが、社会の一定の発達段階において、一方における農民の土地への釘付け、他方における職業的戦士の群への分化、いわゆる兵農分離を必然ならしめる。そして、そのようにして生じた戦士階級は、自分達自身は全く耕作から離れているために、専ら生産活動に従事する農民階級に、彼らの経済的生活の保証を求めることになり、それは支配—隷属という経済的強制によつてしか実現されえない、かくしてここに封建制度は成立する、とウェーバーはいう。(註二)

(註一) 黒正、青山訳『一般社会経済史要論』(上巻)一五四頁。

(註二) 前出『家産制と封建制』一四五頁、『一般社会経済史要論』(上巻)一三七頁。

では、狭義の封建制、すなわちウェーバーのいわゆる「自由封建制」ないし「知行封建制」とはいかなるものであり、それら広義の封建制成立理由の上に、いかなる条件が加わつた場合にのみ成立するのか。ウェーバーによれば、それはただヨーロッパ中世においてのみ存在し、その特別の性格は、つねに次のような階層成員間の授封関係として成立するところと認められる。「すなわちかれらは、(一)なるほど社会的には上下階層別に段階づけられてはいるが、ひとしく自由な国民大衆の上位に立ち、国民大衆にたいして統一体をなしている。また、(二)授封関係により、たがいに家産制的な隷属関係におかれるのではなく、自由な契約関係におかれるわけである。従臣関係というものは、従臣の名譽や身分を従臣に都合のわるいように変更するものではない。むしろ逆に、それは従臣の名譽を高めるのである。また『託身』は、それから転用された形式であるにもかかわらず、家権力に身をゆだねることではけつしてない。」(註一)(註二)

(註一) 『家産制と封建制』一三四頁。

(註二) この点日本の封建制と比較してみることが理解を容易にするだろう。ウェーバーによれば日本は「もつとも純粹に封建制度を發達せしめた地域」(要論、一五六頁)の一つではあるが、「日本の封建制も完全な知行体系をなすものではない。日本の大名は封建的従臣ではなく、つぎのような従臣なのであつた。すなわちかれは、一定の出兵分担數、警衛勤務および一定した貢納を負わされ、その領内で国君なみに行政、裁判および軍事上の高權を、事実上じぶんの名義で行使しはするが、違反のかどにより譴責転任させられることもあつた。大名がそのようなものとして従臣ではなかつたことは、とりわけつぎの点に明らかである。つまり將軍の眞の従臣は、大名領を封ぜられているばあい(「譜代」)、その個人的な隷屬の結果として、なんの「落度」もないのに、ただ政治上の目的に沿うという理由で、転任(国替)を甘受しなければならなかつたのである。ところが、まさしくその点に、大名にたまわつた領地が官職であつて、知行ではなかつたということが、かさねて示されている。たがいに盟約をむすぶとか従臣關係にはいること、外国との条約、私闘、築城は大名には禁じられ、その忠誠は參觀交代(首都における定期的な任地居住の義務)の制度によつて確保された。」(『家産制と封建制』一四〇頁)

もつともウェーバーのここにいわゆる日本の封建制は、徳川幕府治下におけるそれであり、それより以前はほ南北朝期とみなされている成立初期の封建制は、西欧におけると同様に、自由人間の自由な契約として始つたようである。したがつて、念のためつけ加えれば、徳川期をもつて「純粹封建制」が成立するとみる一部論者の見解は、西欧歴史学の伝統よりみれば全く誤りである。それはむしろ絶対王制への傾斜の始まつた時期とみるべきである。

なお、ついでに書き添えておくと、竹内理三教授「荘園制と封建制」(『史学雑誌』第六十二編十二号所収)は荘園制と封建制は明確に區別せらるべきであるとし、次のように述べられている——

「わが国の荘園制の研究は、戦後においてそれまでとは異つた方向に向つて、著しい發展をとげつつあることは周知のごとくで

あります。然るになお、わが荘園制に関して二つの重大な誤解がおかされているのではないかと考えるのであります。この誤解は、共にわが国の荘園制と封建制とを西欧の Manor と Feudalism とに対応することによつて生じたものと考えるのであります。

その誤解の一は、わが国の荘園制を西欧の Manor 又は Grundherrschaft との類似点のみを強調し、兩者を以て同じものとし、西欧の Feudal System が manorial System を基盤としているところから、わが国の封建制も亦荘園制を基盤としている、という考えであります。(湯村註、西欧の封建制と荘園制の關係に誤解があることはいうまでもない。)而して、そのことから、わが国の荘園制のはじまつた時期を以て封建制が始つたとする考えが行われているようであります。…わが国の封建制は、決して西欧の如く、荘園制を表裏一体のものとして有していない、むしろ荘園制をむしろ、変質させ、解体させることによつて成長し、完成して行つたのであります。……

他の一つの誤解は、第一の誤解がとかれるとともに却つて次第に深まりつつあるように思われるものでありまして、荘園制を以て封建制に対立する社會關係の System であるとされる点であります。然し荘園制は、その名と發生事情が示すように、決して社會体制を示す言葉ではないのであります。……その本質においては、あくまで土地關係を示す言葉であります。然るに封建制は、人と人との人格的關係を規定する System をあらわす言葉であります。元來、主従關係は、人と人との個人的關係であつて、わが国における鎌倉時代の將軍と御家人との關係は、正しくこの個人と個人の人格的關係によつて成立したものであつて、將軍が御恩として与える土地給与、又は所領安堵は、この人的關係を媒介として行われたものであります。よく封建關係は、土地の給与を媒介として、人的關係に入るといわれますが、実はその逆なのであります。……」

そして、このレーン封建制はなぜにただヨーロッパ中世にのみ存在したのか、換言すればレーン封建制の成立にはいかなる条件が必要かという設問に対しては、彼は次のように述べている——

「レーン（知行）封建制は主として、政治団体の欲望充足が（ほとんど）純粹に実物経済的でしかも私的である場合（勤役の義務および防衛の義務（「が行われる場合」）、必然的ではないにせよ極めて規則的に生じてくる。訓練をほどこされず経済的に余裕がなく、もはや完全に武装自弁の能力をもたない徴兵制の代りに、何はさておき訓練され武装され、人格的名誉によつて結ばれた騎士軍が要求されるのである。」^(註一)

（註一） 浜島訳『権力と支配』七八頁。

(四)

ヨーロッパ封建制の特殊性とその成立条件に関するウェーバーの見解はほぼ以上の如くである。けれども、われわれの目的はあくまでわれわれ自身の封建制理解を進めるにあり、決して彼の主張を忠実に追うことにはないのだから、ここで一応彼の見解を離れ、あらためてわれわれ自身の立場から、中世ヨーロッパないし日本の現実に立ち戻らう。

さて、まず世良晃志郎氏によつて「封建制社会の基礎ないし細胞」と見做されている荘園が問題となる。そして中世ヨーロッパの荘園の性格として、われわれはまず、それが単なる経済機構ではなく、社会機構でもあつた点を確認しておかねばならない。^(註一)領主は、ただ単に自己の所有に属する土地を耕作する農奴に対してのみならず、それ以外の自由農民に対してすらも、自由支配権や罰令権など、土地所有という経済的事実のみによつては説明しえない对人的支配力もち、彼らにむかつて賦役を課したり裁判権を行使したりしていたことを、最近の歴史学は明かにした。^(註二)つまり、荘園の性格とし

て、土地所有にもとづく経済関係のほかに、支配と隷属によつて結ばれた人と人との結合という面が、もともと含まれてきたことになる。ウェーバーも、領主権の構成要素として、次の三つの項目をあげている。(註三)

(イ) 土地所有（土地領主の権力）

(ロ) 人身所有（奴隸関係）

(ハ) 政治的権力の（篡奪または授封による）専有、とくに裁判権の専有

ちなみに、竹内理三氏の前出「荘園制と封建制」について日本の場合をみれば、(註四)竹内氏はそこで、十一世紀から十二世紀にかけての荘園の住民には荘子しやうじといわれるものと、寄人よりうどといわれるものと、負人ふじんといわれるものがあり、「土地の支配と農民の支配とは別個のものであつた」こと、換言すれば荘園領主権はもともと土地の支配権と人間の支配権の複合体であつたことを示されている。すなわち、荘子は地子・夫役共に荘園領主の一元的領知に属するが、寄人はその身柄はその現実に住んでいる土地の領主に属せず他の領主の領知下であり、居住地の領主には地子のみを納めるものであり、負人は寄人を逆の立場からみた呼称で夫役を負うが領内の土地を耕作しない、したがつて地子は他の領主に納める農民である。そして、このような荘園領有における二元性こそ、「十二世紀から十三世紀にかけて、荘園制とは別個に人と人との結合関係である封建制を順調に発展せしめた所以である」。(註四)

(註一) 西洋史学第二十七輯所収「古典的グランドヘルシャフトの位置づけについて」

(註二) 鈴木成高『封建社会の研究』など参照。

(註三) ウェーバー『一般社会経済史要論』(邦訳上巻、一七三頁)

(註四) 「史学雑誌」前出号所収。

(五)

ところで、三番目の項目として政治的権力、とくに裁判権の専有を説明するのに、ウェーバーが「篡奪または授封による」としている点には問題がある。これはおそらく、元来は国家のみが保有すべき公権が篡奪または授封によつて領主の私有物化せしめられたとみるペロウなどの見解に組するものであらう。けれども最近の諸研究、たとえばドブシュの批判を強く受けるべき点であらう。そして、実はウェーバー自身も同じ本の他の場所では、領主財産成立の第一根源として「酋長の権威」(Häuptlingswürde)をあげていることから^(註一)もわかるように、それらの諸権利は、事實は王権よりも一層原始的な起源のものと解するほうが正しいように思われる。ピレンヌもまた、領主(seigneur)という言葉が元来は長老者^(註二)という意味をもち、荘園が家父長的な組織である点にその支配力の根源を求めている。^(註三)

そして、領主権力の構造ないし起源に関するこのような見解の対立、それこそは荘園制と封建制との結びつきを考える上に、きわめて重大な問題をなげかけるものと思われる。なぜなら、国家権力の解体、篡奪としての領主権は、その言葉通り公的秩序の解体と否定とをもたらすほかないが、荘園領主権の構成要素として土地所有以外の要素を認め、しかもその要素の起源が王権より始源的とする見解は、このように始源的な貴族制を一定の仕方^(註四)で組織づけることによつて作りあ

げられる、新しい公的な秩序の出現を必らずしも否定しないからである。そしてそれは、末期ローマの莊園が解体してゆく反集権的社會動向の間から生じたのに反して、ゲルマン社會におけるそれが益々活潑に集権化してゆく發展過程から生じたという認識にも、密接に關連する筈である。

領主制度は、なるほど、自己の莊園をその権力基礎にもつ個々バラバラな領主群の、無秩序な並存をあらわす。その意味で、それは確かに統一的な集中組織とは相反する性格をもつ。けれども、それが単に「並存」している限り、未だ言葉の嚴密な意味における封建制ではない。増田四郎氏の云われるように、「既存の現實を王權から發したものととしてジャスティファイする」ところに、はじめて王を最高の封建領主とするヒエラルキーが成立する」^(註三)からである。つまり、封建制と呼ばれる社會が成立するためには、ある何らかの力が働いて、このように一面ではバラバラな獨立の諸權力を、他面では統一的な集中組織にまとめあげねばならないのである。

そのためには、一方では、それを可能にする要素を既にみたように莊園制自体がもともと持つている必要があるし、他方では、この新しい仕事をやりとげるにふさわしい新しい制度が作り出され、その固有の役割を果さねばならなかつた。そして、われわれのすでに知つているレーン制こそは、その内包する二面性の故に、この新しい役割にうつつけの制度であつたのである。それは、「既存の現實」はそのまゝ認めた上で、それを「王權に發したものとしてジャスティファイする」ことを可能にする。

(註一) ウェーバー『一般社會經濟史要論』(邦訳上卷一三七頁)

(註二) ピレンヌ『中世ヨーロッパ經濟史』(邦訳書七九頁)

(註三) 増田四郎『西洋中世世界の成立』

(六)

レーン制は、すでにみたように、自由人である封主と等しく自由人である封臣との間に、相互に自由人たる資格を認め合いながら主従關係が結ばれ、封臣の封主に対する奉仕援助の義務と、封主の封臣に対する保護および封土の授与とが、双方誠実を媒介として遂行されるところに成立する。それは、封臣の封主に対する奉仕援助を義務づけるといふ意味で支配服従の側面をもつが、その支配は同時に封臣に対する封主の保護を義務づけるといふ意味で、そしてまた封臣が封主に対する場合も、封主が封臣に対する場合も、何れも相互に誠実を媒介としなければならないといふ意味において対等的な側面をもち、右のような矛盾した要請にきわめてよく適応してくれる。

世良晃志郎氏も、その『封建制社会の国家権力』^(註)において、次のように述べられている。――

「さて、右のようにして成立した、相互に無秩序な關係に立つ独立の諸権力は、レーン制的支配關係を通じて一つの権力秩序(国家)に組織された。このことは、レーン制が単に国家解体的に作用し得るのみでなく、それはまた国家形成的作用をも發揮し得ることを物語るものにほかならない。けだし、レーン制は、後述するように、それ自体の内部から、一つの頂点(王権)をもつところの、権力のピラミッド型階層制を作り出すといふ必然的傾向を有しているからである」。

(註一) 日本法哲学会編『法と国家権力 I』所収 五七頁。なお、この点その著 *Les Origines de l'ancienne France* の第三卷 *Les Origines communales, la féodalité et la chevalerie* 中に展開されているジヤック・フラーシユの見解は教えるところが多い。すなわちフラーシユはいう「領主制度は、全体として見た場合、それを支配しているのは個体主義である。封建制度の場合には、それは階層と凝聚の原理である。領主制度の本質的機能は分解的機能であり、封建制度のそれは革新的機能である。」

(七)

だが、問題は以上によつてその全部が解決されたわけではない。増田氏の云われるように「既存の現実を王権から発したもとしてジャスティファイする」ことはレーン制によつて可能であるし、王権がレーン制を利用して統一を行つたことは世良氏の云われる通りであるが、一体なぜ独立の領主の側でその權威を王権に発したもとして正当づける必要があつたか、ないしは王権の働きかけに進んで応じたかは、これまでのところでは何ら明らかにされていないからである。しかも、封建理解の真実の鍵はここにこそ秘められていると思われる。

増田氏は、その著『西洋中世世界の成立』の中で「封建制起源論の諸問題」を論じ、封建制の起源を解く最大の鍵はメロヴィング王朝期の社会的、政治的変動にあり、第二の鍵はノルマン民族の侵寇と王権衰微に基づくカロリング王朝末に包蔵される、といわれる。^(註二) そのこと自体は決して誤りではないであらう。けれども、右のような表現の中に氏が果していかなる内容を用意されているかは、それだけでは明らかではない。氏はそこで、主従関係を示唆すると考えられる古い私

的な制度にレウデスというものがあり、この制度がメロヴィング王朝期の「政情の變化」につれて、史料の上で、やがて封建的な従臣を意味するヴァッシイに變つていくことを指摘されるだけだからである。氏はただ、この事實は、「政治情勢の變化と必要とが、本来私的であつたものを、公的な秩序・制度として是認せざるを得ぬ状態に追いやられたことの証」とみるべきである」といわれる。けれども、われわれの知りたいのは、ただ単に史料の上にあらわれる用語變化の事實ではなく、いかなる「政治情勢の變化と必要」がそのような變化を余儀なくしたかの説明である。

むしろ、基本的には、前にみたウェーバーのレーン制の定義の方がわれわれを教えるところが多いように思われる。すなわちウェーバーは、「なるほど社会的には上下階層別に段階づけられているが、ひとしく自由な国民大衆の上位に立ち、国民大衆にたいして統一体をなしている」人々の關係をレーン制として定義づけていた。つまり、レーン制によつて結ばれた人々は、一団として国民大衆の上位に立ちそれに対して統一体をなしているわけで、このいわゆる国民大衆に対する対立關係が、彼ら武士階級をして、彼ら相互の内部で、「社会的には上下階層別に段階づけられる」ことを忍ばせる、と解することができるからである。(註二)

この意味で、これまでにもしばしば指摘されてきたように、領主と農民との対立關係の分析なしに封建制の理解が考えられえないことは明らかである。けれどもわれわれは、たとえばコスミンスキーなどがやっているように、古代末期における奴隸の叛乱などによつて公式的に事柄を処理するわけにはいかない。なぜなら、奴隸の叛乱が行われたこと自体は事實としても、その記録は一つの新しい社会の誕生を説明するのには不十分な数であり、だいたい領主対農民關係を何も領

主対奴隷ないし農奴の關係にのみ限らねばならぬ理由はないからである。^(註二)

さらにまた、直接的生産者が生産手段や労働条件の保有者として現われる場合、所有關係は直接的身分的な支配隷屬關係として形成されるとするマルクスの見解が、封建制理解にきわめて大きな役割を果すことはことわるまでもない。けれども、ウェーバーのいわゆる兵農分離にしろ、マルクスの右の規定にしろ、広義の封建制を説明することはできるとしても、ヨーロッパないし日本の中世に存在したとされる狭義の封建制、厳密な意味での封建制をそれだけで充分に説明しうるものではない。^(註四) われわれは、当時の領主対農民關係を、捉われない立場で、もつと深く、もつと広く究明していく必要があると思われる。

(註一) 一五七頁。

(註二) この点歴史学研究会一九五〇年度大会における石母田正氏の報告は次の引用に関する限り正しいと思われる——

「中世の国家は、全体として領主階級がそれに隷屬する農民を支配するための聯合の形式であります。かかる形式と機構を通じてのみ領主階級はその支配を維持し得るのであります。」(六八頁) 「中世国家の根柢は、個々の領主が、彼に隷屬する農民にたいしてもつところの權力にあります。しかしこの支配と隷屬の關係は、個々の領主制内部だけでは維持しがたいのであつて、その結果として領主階級は一つのヒエラルヒーとして組織される聯合關係を形成せざるを得ません。中世国家は、そのために多かれ少かれ權力が地方的に分散するとともに、封建的ヒエラルヒーとして上下に分割されるのが普通であります。」(六九頁)

(註三) 石母田氏はさきに行った引用の中で領主と農民の支配・隷屬關係は個々の領主制内部だけでは維持しがたいので封建的ヒエラ

ルキーを作ると云われるが、なぜ個々の領主制内部だけでは維持しがたいかを明かにする必要があろう。そして、ここに領主対奴隸や農奴關係以外のもの、たとえば対自由民關係が浮び上つてくるであろう。

(註四) 世良氏は前出書中で次のように指摘されている——

「確かに、直接的生産者が生産手段や労働条件の保有者として現われるようなところにおいては、所有關係は直接的・身分的支配隷屬關係として形成されざるを得ないであろう。しかし、この場合、この直接的身分的・権力的な支配關係が必然的にレーン制的構造をとるとは限らない。例えば中国においては、農奴制は存在するが、レーン制は存在しなかつたといわれている。したがつて、レーン制が農奴制に対応する適合的な権力構造の一つであることは認められるとしても、後者が必然的に前者を生み出すという關係は存在しないといわなくてはならない。」(一四七頁)